

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より、国と地方を合わせた消費税の税率が「5%」から「8%」へ、また令和元年10月1日より「8%」から「10%」に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度大紀町一般会計における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金 188,104 千円  
 うち 社会保障財源化分 103,860 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する経費 429,927 千円  
 （社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国(県)支出金	地方債	その他		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉	心身障害者福祉費	313,618	201,567	20,300	48	91,703	62,858
		小計	313,618	201,567	20,300	48	91,703	62,858
	児童福祉	児童福祉費	66,108	31,111	15,000	345	19,652	13,471
		母子父子福祉費	4,285	1,358	0	0	2,927	2,006
		小計	70,393	32,469	15,000	345	22,579	15,477
	合計		384,011	234,036	35,300	393	114,282	78,335
衛生費	保健衛生	保健対策費	17,106	259	0	1,985	14,862	10,187
		予防費	28,810	6,434	0	0	22,376	15,338
	合計		45,916	6,693	0	1,985	37,238	25,525
総合計		429,927	240,729	35,300	2,378	151,520	103,860	

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各事業費の一般財源額の比率に応じて按分